

平成24年7月12日
生活文化局

私立学校を対象とした給食用食材の放射性物質の検査について

生活文化局は、学校給食におけるより一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食を実施する都内私立学校から検査依頼のあった学校給食用食材について、放射性物質の検査を実施することとします。

記

- 1 検査時期及び回数
平成24年9月以降、学期ごとに1回
- 2 検査対象
給食提供前の「一般食品」で私立学校が選定した給食用食材
※ 「一般食品」とは、本年4月から適用された放射性セシウム新基準の新分類による。
- 3 実施場所
区部 東京都教育庁神楽坂庁舎（新宿区）
市部 東京都多摩教育センター（立川市）
- 4 検査方法
ヨウ化ナトリウム(NaI)シンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング検査
※ 試験法は厚労省平成24年3月1日事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の改正」を参考に実施。
- 5 検査結果の公表
都は、検査結果を一定期間まとめてホームページで公表するとともに、学校にもホームページ等での公表を求めます。
- 6 その他
検査結果に基づく対応については、各私立学校の判断、決定となります。

<問い合わせ先>

生活文化局私学部私学行政課 03-5388-3193